

令和元年10月1日から

満3歳から5歳（小学校就学前）までの私立幼稚園を利用する子供たちの保育料・入園料が無償化されます。

※ 無償化には限度額があります。

保育料・入園料の無償化について

【対象園児】

広島市に居住し、私立幼稚園を利用する満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供

【対象期間】

満3歳になった後の入園から小学校入学前まで

【対象経費】

入園料及び保育料

- 入園料は、支払額を月額に換算して無償化の対象となります。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外のため、保護者負担となります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が補助されます。

【限度額】

月額：25,700円まで

- 世帯の所得にかかわらず、一律月額25,700円となります。
- 無償化給付は月単位(月額)で算定されます。
- 入園料は、【入園料÷年間在園月数】を10月以降の各月に計上します。
- 月額の入園料及び保育料の合計額が25,700円を下回る場合は、月額の入園料及び保育料の合計額を限度とします。

算定例（入園初年度、12ヶ月在園、入園料：42,000円、保育料：24,000円/月の場合）

■ 月額入園料：3,500円（入園料年額42,000円÷年間在園月数12月）

区分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
負担 保護者 実額	入園料 a	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	21,000円
	保育料 b	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	144,000円
	計 c	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	165,000円
限度額 d		25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	154,200円
給付対象額(cとdの小さい方)		25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	154,200円
無償化の対象とならない額		1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	10,800円

- 給付金の支払いは、就園奨励費と同様に各幼稚園を通じて行われます。(今年度は3月中旬予定)
- 給付を受けるためには、請求書・領収書・提供証明書(認可外保育施設等の利用分を含む)を園児が通っている幼稚園に提出する必要があります。

幼稚園の預かり保育利用料の無償化について

【対象園児】

広島市に居住し、私立幼稚園を利用する共働き世帯の子供など保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供

- 満3歳に達する日以後、最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。（以下、「非課税世帯の満3歳児」と言います。）

【上限額】

月額：11,300円まで（非課税世帯の満3歳児は、月額16,300円まで）

- 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（450円×利用日数）
- 無償化給付は月単位（月額）で算定されます。

【給付金算定のイメージ】

区分	利用料	利用日数	上限額 (450円×利用日数)	無償化給付対象	実質保護者負担額
①	4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
②	9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円
③	13,000円	25日	11,250円	11,250円	1,750円

- 給付金は、保護者へ直接支払われる予定です。給付を受けるためには、請求書・領収書・提供証明書（認可外保育施設等を含む）を園児が通っている幼稚園に提出する必要があります。
- 幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準でない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は年間実施日数が200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。
（月額11,300円又は16,300円から預かり保育の無償化給付額を差し引いた額が上限となります。）

申請方法（保育料・入園料・預かり保育利用料共通）

- 無償化の対象となるためには認定の申請手続きが必要となります。

令和元年7月18日(木)までに申請書(子育てのための施設等利用給付認定申請書)に記入・押印し、必要な書類を添付のうえ、園児が通っている幼稚園へ提出してください。

幼稚園利用者の認可外保育施設等の無償化の取扱いについて

【ポイント】

- 幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準でない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は年間実施日数が200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。
- 認可外保育施設の無償化に係る給付額は、預かり保育の無償化上限額（月額11,300円又は16,300円）から預かり保育の無償化給付額を差し引いた額となります。
- 給付を受けるためには、請求書・領収書・提供証明書（幼稚園の預かり保育の利用分を含む）を園児が通っている幼稚園に提出する必要があります。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注1) 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設等は、届出が行われ、市が確認を行った施設のみです。対象施設については、今後、広島市ホームページに掲載します。

【問い合わせ先】 広島市教育委員会学事課

TEL:082-504-2469

住所: 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号